

○学校法人芝浦工業大学個人情報保護規程

平成16年12月15日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人芝浦工業大学(以下「本学」という)が保有する個人情報提供者の個人情報を適正に取扱うための必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取得、管理、利用を図り、基本的人権の尊重とプライバシー保護に資することを目的とする。

(個人情報保護委員会の設置)

第2条 本学は、学校法人芝浦工業大学個人情報保護委員会を設ける。

2 学校法人芝浦工業大学個人情報保護委員会規程は、別に定める。

(定義)

第3条 この規程において個人情報とは、生存する個人に関する次のいずれかに該当する情報であって、文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ・磁気ディスク等の各種の媒体に記録されたものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人が識別可能なもの(その情報自体からは識別できなくても、他の情報と容易に照合することで個人が識別できるものを含む。)

(2) 個人識別符号(身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した符号若しくはカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された個別に割り振られる公的な符号のうち、政令で定めるものをいう。)が含まれるもの

2 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

3 個人データとは、データベース等を構成する個人情報をいう。

4 個人情報提供者とは次の者をいう。

(1) 本学の教職員

(2) 本学の学生・生徒及びその保証人

(3) 本学の学籍に準ずる資格を有する者

(4) 本学の学生・生徒であった者

(5) 本学に入学出願している者及び過去に出願した者

(6) その他、本学が業務上取得したもので、特定の個人が識別される者

(責務)

第4条 本学は個人情報保護の重要性を認識し、個人の人権や利益が侵害されることのないよう、研修等の必要な措置を講じ、本学教職員の情報倫理意識を高揚するよう努めるものとする。

2 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報を漏洩し、また不正な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取得)

第5条 個人情報の取得は、本学が業務を遂行する上で、必要最低限度の範囲内で行うものとする。

2 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないよう努めるものとする。取得する必要がある場合は、本人の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合は同意を要しない。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は生徒・学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合(新聞報道も含む。)

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 委託、事業承継又は共同利用により、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

3 個人情報は、適正かつ公正な手段で取得されなければならない。

4 個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

5 前項により特定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知、又は公表しなければならない。

6 前項にかかわらず、本人から直接書面(CD、録音テープ、web入力等を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ(人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は事後速やかに)、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

7 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、又は本学の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

(個人情報管理)

第6条 個人情報保有する学部長、大学院研究科長、付置機関の長、併設中学高等学校長、事務局長、部長、室長(以下「情報管理責任者」という)は、個人情報の保護と正確性を維持するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 情報管理責任者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失又は毀損を防止するため、適切な保護体制を整備しなければならない。
- 3 情報管理責任者は、各部署の個人情報の取得、利用、第三者提供、委託、保管に関する適切な手続きを定めることができる。
- 4 情報管理責任者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 5 情報管理責任者はその責により、個人情報を保有する各部署に必要な応じて情報管理主任者を置き、その権限の一部を委譲することができる。

(個人情報の利用)

第7条 個人情報の利用は、本学の業務遂行上必要な場合で、利用目的の範囲内でなされなければならない。

- 2 取得した個人情報の利用目的を変更して利用する場合は、本人の同意を得なければならない。ただし、次に掲げる場合は同意を要しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は生徒・学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 他の部署が管理している個人情報を利用するときは、当該情報管理責任者にその利用

目的を明らかにし、許可を得なければならない。

(個人情報の第三者提供)

第8条 個人情報の第三者提供とは、個人データを、本学以外の機関・団体、又は本人以外の個人等に渡すことをいい、複写、口頭、その他一切の伝達技術を含むものとする。ただし、次条の委託及び共同利用に伴う個人データの提供は、第三者提供に該当しない。

2 個人情報の第三者提供は、本学が業務を遂行する上で、必要があると認められる場合で、提供する個人データの内容、利用目的、提供先を明示して、本人の同意を得て行うものとする。

3 情報管理責任者は、次に該当する場合に限り、本人の同意を得ることなく個人データを第三者へ提供することができる。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は生徒・学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 個人データを第三者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。)へ提供したときは、情報管理責任者は、その都度、速やかに次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、前項各号に該当する場合又は次条に該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意を得ている旨

(2) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

5 前項に関わらず、本人との契約等に基づく提供については、既存の契約書等で代替可能とし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

6 本学は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

(1) 本人を当事者とする契約書等で記録に代えた場合、最後に提供した日から起算して1年を経過する日まで

(2) 一括して記録を作成した場合、最後に提供した日から起算して3年を経過する日まで

で

- (3) 前2号以外の場合、当該記録を作成した日から3年間

(個人情報の委託処理及び共同利用)

第9条 本学が、個人データの処理等を委託するなど、個人情報を他に預託する場合は、契約等により次に列挙する内容を規定し、個人情報取扱いの基準を担保するなど適切な措置を講じなくてはならない。

- (1) 個人情報に関する秘密保持
- (2) 個人情報取扱いに関する安全保全
- (3) 再委託に関する事項
- (4) 個人情報取扱いに関する事故時の責任配分
- (5) 契約終了後における個人情報の返却及び消去

2 本学が、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、次に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 個人情報を共同利用する旨
- (2) 共同利用する個人情報の項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

(個人情報の開示)

第10条 開示とは、本人の個人情報の内容が事実に基づき正しく記録されているかを、本人が確認するために、本学が保有するその個人情報を遅滞なく本人に提示することをいう。

2 本学は、その保有している個人情報について、個人情報の種類、利用目的、保有期間、情報管理部署を明らかにしなければならない。

3 情報管理責任者は、個人情報提供者から当該本人が識別される保有個人情報の開示を請求されたときは、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その理由を明らかにした上で、その全部又は一部について開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

4 情報管理責任者は、個人情報提供者から当該本人の個人情報に関して明らかに事実と異なる事項の訂正を請求された場合、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

5 情報管理責任者は、個人情報提供者から、当該本人の個人情報が法令等に違反して取得され、又は不正に利用されていること等によりその利用の停止、消去、第三者提供の停止(以下「利用停止等」という。)を請求された場合、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、違反を是正するために必要な限度で当該個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。

(個人情報の廃棄)

第11条 保有期間を過ぎた個人情報は、法令その他の規程に定めのある場合を除き、安全かつ確実な方法で速やかに廃棄しなければならない。

(個人情報のコンピュータ処理)

第12条 個人情報のコンピュータ処理を行うときは、入力、参照、更新、削除等の権限を明らかにするとともに、漏洩、障害、事故等に対する適切な安全対策を講じなければならない。

(規程の解釈)

第13条 この規程の運用に当たって、解釈、取扱、適用などに疑義の生じた場合、情報管理責任者は適切な改善策を講じなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、別に定める。

2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)における特定個人情報の取扱いについては、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」の定めるところによる。

3 個人情報の保護に関し、この規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令の定めるところによる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学校法人芝浦工業大学個人情報保護委員会の議を経て常勤理事会で審議し理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成20年6月26日から施行する。

附 則

この規程(改定)は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改定)は、平成29年5月30日から施行する。